

令和6年3月定例会 一般質問 眞鍋亜樹議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「すべての子どもが幸せに育つまちづくりについて」

○眞鍋亜樹 議長の許可を得ましたので、眞鍋亜樹の一般質問を始めます。

まず初めに、通告書にある大項目2の第3項の質問につきまして削除の許可をいただきましたので削除をいたします。

改めまして、まず冒頭に、1月1日能登半島地震におきまして被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

では、一般質問を始めさせていただきます。無所属眞鍋亜樹でございます。

今回は、大項目1としまして、全ての子どもが幸せに育つまちづくりを上げました。

令和5年4月に施行された子ども基本法では、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。子供たちが育つ環境は実に様々で、3組に1組が離婚するとされる日本においては、令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果によると、母子世帯数は119.5万世帯、父子世帯数は14.9万世帯となっており、本市におきましても決して少なくない子供たちが当事者となっております。

離婚後に離れて暮らす親と全く会えなくなる親子断絶となっているのは、別居が父の場合は約69.9%、別居が母の場合は約51.9%となり、非常に多くの子供たちが離婚を機に別居する親に会えておりません。

時々、テレビの特番などで、小さなときに離れた親との十数年ぶりの再会などの番組もありますが、親子が十数年ぶりに会うということをも美談にしないでいただきたいです。十数年ぶりに会うよりも、離婚後も2人の親との継続的な親子関係が保障され、ふだんの何げない愛情や会話を続けることのほうがずっと尊くて大事なことです。離婚のために親子が離れ、十数年ぶりに会うことを美談にしている場合ではなく、そんなのはおかしいという社会にならなければなりません。そうでなければ、子供たちは傷つき、周りの大人に気を遣い続けることとなります。大人が大人となり、子供たちに気を遣わせるのはもうやめましょう。

また、養育費の受け取りは、母子世帯28.1%、父子世帯8.7%となっており、非常に少なく、特にシングルマザーと呼ばれる母子世帯の貧困は大きな社会問題にもなっています。養育費の支払いについて、なぜこんなに少ないのかというと、先ほどの調査結果によりますと、母子世帯で養育費の取決めをしているのが46.7%、取決めをしていない51.2%、父子世帯は養育費の取決めをしているのが28.3%、取決めをしていないのが69.0%となっており、そもそも養育費の取決めをしていないことが問題となっております。

その理由の中には、相手と関わりたくないとするのが母子世帯で50.8%、父子世帯で34.3%という数字が出ております。大人同士であります、相手と関わりたくないから話合ひもしない、養育費ももらわない、公的資源だけに頼るといふ構図が出来上がります。とても未成熟な社会であるといふことを言わざるを得ません。親子交流、養育費受取に対しては、早急に改善策を実施していく必要があります。

また、現在、政府は、離婚後も父母の両方が子供の親権を持ち続ける共同親権の導入などを盛り込んだ民法改正案を今国会に提出する方針が出されています。離婚後も、2人の親が共に子供の養育を担っていく共同養育は世界の当たり前であつて、この日本においてもやつとそれが社会の当たり前にならうとしています。

社会概念の大きな転換期に先立ちまして、基礎自治体でできる共同養育のための支援や取組を先行して行うことは、子供たちが親の婚姻関係にかかわらず安定した環境の中で継続的に安心して育つことができ、大変価値のある取組と言えます。

当然のことながら、子供たちが育つには、父母ともにそれぞれとの安定した親子関係の継続、安定した経済状況を確保することが不可欠であります。こども家庭庁の推奨するこどもまんなか社会の視点で、社会全体で子供の養育環境を整備していく必要があります。

今回は、本市における共同養育に向けた現状の取組と今後の方針についてお伺いいたします。

また、こども基本法に基づく子供施策の策定等への子供の意見の反映についても義務づける規定が設けられました。子供の声を聞くアドボカシーの取組の現状や意識について確認するとともに、令和5年9月定例会一般質問におきまして、子供に関する条例制定に向けて、市長より、子供の意見を聞いて反映できるように取り組んでまいりたいとされたことについて、進捗状況を伺います。

大項目2では、明るく健全な市民活動について伺います。これについては、後ほど趣旨を述べます。

では、1つ目の質問に入ります。

まず最初に、予定では、香芝市における婚姻届と離婚届の状況についてお聞きする予定ではありましたが、きのうの中山議員の質問の中で同様の答弁がありましたので省略いたします。

令和4年婚姻届303件、離婚届124件というところで、この数値で比べますと、香芝市では、結婚したうちの約40%が離婚するということになります。それは決して少数派ではないということが分かります。

では、質問を福祉部にいたします。児童扶養手当を受給されている子供の人数、近年3か年について教えてください。壇上からの1つ目の質問といたします。

○福祉部次長 お答えいたします。

児童扶養手当を受給されている子供の人数は、令和3年901人、令和4年869人、令和5年は2月末時点ではございますが837人でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。今901人と、令和5年2月末で837人という数字をお聞きいたしました。

児童扶養手当には所得制限がありますので、これが全ての独り親世帯の数とは言えません。重度の障害のある父母も含まれておるといふところなので、全く正確であるとは言えませんが、大きなところを捉えている数字と受け取ることはできます。

これは、全国のどこかの子供の話ではなく香芝市の子供たちの実数になります。先ほど申し上げました率でいえば、ざっくりとした数字ではございますが約900人の子供たちとした場合、父親が別居している場合、7割、少なくとも630人が、母親が別居している場合は約半数の450人の子供たちが、離婚を理由に親に会えなくなるということがこの香芝市の中で起きております。この数字は大きいと私は考えます。

両親の婚姻関係にかかわらず、子供たちはお父さんもお母さんも大好きで、両方に会える状況が一番望ましいと言えます。子供の視点で考えれば、これがいかにひどい状況になっているのかが分かります。これまでの社会は、これを容認してきてしまっておりました。でも、今のトレンドは、子供真ん中、子供の最善の利益を優先するのが当たり前というところにアップデートしていきたいと思っております。

では、次の質問に参ります。

本市における現状の独り親家庭への支援についてお伺いいたします。

○福祉部次長 お答えいたします。

児童扶養手当の支給のほか、独り親家庭の方が就業に必要な知識や技能を得ていただくための教育訓練や資格の取得に向けた支援を行っております。

例えば、香芝市で実施しているものは、資格の取得に係る修業中の生活費を給付する高等職業訓練促進給付金、就業支援給付金などがございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

今現在行われているのは、独り親に対する経済的支援というところと自立支援というところが中心となっております。もちろんこれも重要ですが、これまでそれだけに偏ってきたようなことがあるかと思えます。独り親家庭の子供に対する心の支援としてという視点が置き去りにされてきました。

本市においては、何か子供の心に対する支援は実施されているでしょうか。

○福祉部次長 お答えいたします。

本市におきましては、児童虐待への対応で、子供自身に置かれている状況や意向を聞くということは虐待対応においては当然すべきことでございますので、これは実施してございます。

しかしながら、独り親家庭の子供を含めた子供全体の子供自身の声を聞くという、心の支援に焦点を当てた特別な事業というものは行ってございません。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 子供全体に対しての支援は行ってないというご答弁でございました。

前半のところ、虐待対応では子供自身の声を聞くことは当然すべきことであり、ということがありました。今の新しい概念の中に、別居親と会わせないことは虐待に当たるとされています。また、先行する他市町村におきましては、DVの定義の中に、これまでの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力に加えて、子供を利用した暴力という概念ができています。例えば、大阪府伊丹市の場合だと、子供の前で、ばかだ、親の資格がないなどと非難罵倒する、子供は渡さない、子供に危害を加えると言って脅すなどが挙げられます。その辺も、今後研究していただきたいということでもあります。

また、現在、独り親家庭の子供に対しては、子供の声を聞くという心の支援はされていないということですので、ぜひそこも早急に対応していただきたいと思います。

それでは、直接的に独り親家庭の子供の心に対する支援というわけではないけれども、独り親家庭の子供が心のうちを話せる、悩みを打ち明けられる場所や相談員の配置というものは、どこかでは行われているのでしょうか。

○福祉部次長 お答えいたします。

児童福祉課におきましては、令和5年度より、独り親家庭のお子様を含めた児童を対象に、学校や家庭以外の居場所の提供を目的とした香芝市子どもの居場所づくり事業、通称たんぼぼ教室と申しますが、こちらを実施してございます。

主には、学習支援を通じた子供たちが前向きに将来を捉えることができるというような居場所ではございますが、講師やサポーターに心のうちを話すことができる場所の一つとはなっております。こちらは、しかしながら教室に参加できるお子様に限られておりまして、講師も相談員という位置づけではございません。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

たんぼぼ教室さんですね、視察に行かせていただきましたが、実にあたたかい雰囲気の中で、愛情を持って大人たちが子供たちに関わられておられたというのが印象的でした。

ただ、次長がおっしゃるように、学習が中心となりますので、その場で心のうちを話すということにはなりづらい環境であるかなと思います。

それでは、新たに市として機会を捉えて子供の心の支援ニーズを把握することはできないのでしょうか。

○福祉部次長 お答えいたします。

児童扶養手当を受給されている受給者、親御さんですが、に対しまして、毎年、児童扶養手当の現況届の提出時には必ずご来場いただきまして、職員が対面で面談をいたします。こちら、暮らしぶり等のアンケートには毎年ご協力をいただいております。

今後、その機会を生かしまして、ニーズについてお尋ねするという事は可能ではないかというふうには考えてございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

相談は親だけという状況になりますので、やはり直接的に子供の声を聞くというところ

は難しいかなと、親の考えが大きく反映したものを伝えられるということが起こりやすいなということだと思います。ダイレクトに子供の声を聞くアドボカシーについては、後でお聞きしたいと思います。

次の質問に参ります。

1項目3です。共同養育計画書の作成についてお聞きしたいと思います。

以前、令和4年9月の一般質問の中で、市民環境部長にお尋ねいたしました。離婚届をお渡しする際に、法務省からの冊子、子供の養育に関する合意作成の手引、Q&A冊子をお渡しされているとのことでした。この中には、子供の養育に関する合意書も入っておりまして、養育費の取決めや、親子交流の詳細も記入できるテンプレートになっております。

この書類一式は、市民課で渡されるものであります。それを受けて、市民の方から市民課のほうに相談を寄せられるようなことはあるでしょうか。

○市民環境部長 受けたことはございません。

○眞鍋亜樹 届出を提出する機会というところは、市民課のほうで捉えることはできても、なかなか市民課でご相談を受けるのは難しいという状況にあるかと思います。子供のことを考えながら相談できる場所となると、やはり児童福祉課になってくるのかなと思います。

先ほどおっしゃられた、現況届提出時、毎年必ず面談する機会があるということであれば、その機会を生かして、希望される方や、新規で児童扶養手当の受給を申請される方に対して、共同養育計画の策定についてご相談ができないか、あるいは明石市で行っているような子供養育専門相談というものは考えられないでしょうか。

○福祉部次長 お答えいたします。

明石市では、養育費や親子交流、離婚前後の子供の養育に関することの無料相談日を毎月1回設けられているそうです。また、児童扶養手当の現況届を提出する8月について、独り親家庭総合支援月間として、専門相談を受けられる機会を増やしておられると聞いてございます。

香芝市におきましても、同じく8月は現況届の提出月となりますので、今までも、働いているお父様お母様に対して休日の窓口を開いておりましたので、それに付け加えて、今後、実施可能なことから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

今後、実施可能なことから取り組んでいくというのは、具体的には共同養育計画の作成という視点からも、面談の内容に取り組んでいただけるというご回答であったということではないでしょうか。

○福祉部次長 共同養育計画につきましては、今後、私どもも学びを深め研究していく機会が必要かと思っておりますので、まずは保護者の方のニーズを探るところから始めてまいりたいと思っております。

○眞鍋亜樹 ぜひ勉強を重ねていただいて、必要な支援につながるようお願いしたいと

思います。

もちろん、相談される側の専門性も必要になっては来ますが、離婚するのは普通のお父さんとお母さんです。ご両親は、子供のことを大事に思うという点においては共通の思いであると思います。離婚という夫婦関係においては、高葛藤の状態になってしまうとしても、子供のこととした場合は、どちらも親として、大人になって子供の気持ちを考えましょうと第三者が伝えるだけでも十分価値のあることだと思います。子供をど真ん中にして考える社会をつくっていくには、こういう小さなところからの出発になるのではないのでしょうか。

また、冒頭で、親子が全く会えない、親子断絶の話もしました。今、社会では、実子誘拐の問題も大きくなっています。ある日突然、片方の親が子供を連れ去ってしまい、親権者になるために養育実績を作るという構図になっています。それを社会で許しているのが今の日本です。先ほども申し上げましたが、本当に未成熟な社会であるということが言えるかと思いますが、ここを変えていかなければならないと強く思っております。

では、次の質問へ参ります。親子交流支援についてご質問いたします。

共同養育計画を作成していれば、親子の交流についても取決めができます。高葛藤があり、本人同士で難しい場合は、支援者が必要となってきます。民間団体の介入では、一度の親子交流で数万円程度かかる場合もあります。我が子に数時間会うために、高額なお金が必要となってきます。経済的な負担はもちろんですが、本日は、**子供真ん中、子供の健全な育ち**という側面から見ましても、**離れている親との親子交流は非常に重要な時間**となります。

行政の支援としても、親子交流事業の整備が必要と思われませんが、次年度すぐには言いませんが、ぜひとも**実施する方向で検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。**

○福祉部次長 お子様にとって、安心と安全が確保された中であれば、別居親と交流することは非常に重要であるという認識をさせていただきます。

まずは、香芝市の親子の交流のニーズ、こちらを把握することと並行いたしまして、先ほど教えていただいた全国の先行事例を研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

まず、本市の親子交流のニーズを把握するということですが、これは先ほどおっしゃっていた面談の中で行われるという認識でいいですか。ぜひ、把握して、ぜひとも実現に向けて、できるところからよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

5番です。別居親の保育所、幼稚園、認定こども園、学校行事等への参加について教育部のほうにご質問いたします。

現在、学校のほうに別居親から学校の行事に参加したいなどのご相談はあるのでしょうか。

○教育部長 特にそういったご相談は、教育委員会のほうも、学校のほうからも特に上がっては来ておりません。

○眞鍋亜樹 特にないというところではありますが、私のほうには市民の方からご相談がありましたので、きっと学校のほうには相談されているのかもしれない、しているのだろうと思います。ただ、それが教育委員会のほうにまで報告が上がらないのか、受け付けた方がそんなに重く受け止めなかったのか、詳細は分かりませんが、そういうお気持ちを持っている方がこの香芝市にいるということは、事実としてあると受け取っていただきたいと思います。声を上げられないというだけで、多くいらっしゃるかと思います。

では、仮にご相談があった場合はどのように対応されるのでしょうか。

○教育部長 行事等への参加ということですね。現状、DV等による接近禁止命令が認められた場合や、仮処分命令が出されている場合を除きまして、父母でご相談されて行事に参加していただいていると、そのような状況でございます。

○眞鍋亜樹 父母に相談していただいているということですので、父母両方が同意の上でということですが、学校側としては親権を持たない親であるから学校に入ることを拒むということはないということでしょうか。

○教育部長 学校や幼稚園、保育所のほうが、その部分について決めることではないと考えております。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

日本におきましては、このような場合、各自治体、学校校長の裁量でそれぞれに判断されているのが現状であります。その根拠が曖昧になっておりますが、一方で、司法や国際社会の中におきましては、別居親の面会交流が認められるのは子供の権利である、これはハーグ条約でございます、国際社会はこの考えとなっております。

司法の判断といたしましては、令和3年8月23日東京高裁で、子供と別居している親が子の保育施設や教育施設における様子を知ることは、親子関係の形成維持に重要である。また、令和元年大阪高裁での決定では、学校行事への参列というのが初めて司法判断が出まして、未成年者の入学式、卒業式、運動会、学芸会、学習発表会、文化祭等の学校行事に参列することを妨げてはならないという司法判断が出ました。

今、部長にいただいたご答弁からすると、この司法判断と同じくして、学校側が行事に参加することを妨げないという解釈をされていることは分かりました。

そういう状況の中で、例えば同居している親が、別居している親が面会を求めてきても拒否してほしいというお願いがあったとする場合に、そのことは伝えられるでしょうか。そのことというのは、親権の有無を理由に親子交流を拒否することはできないんだよということを、同居親に伝えるようなことはできるでしょうか。

○教育部長 基本的には面会交流等の考え方と一緒にと思いますが、法的な部分は別として、父母で相談していただくようにと、そのようにお伝えすると考えております。

○眞鍋亜樹 相談していただくように、本当にそういう対応に現状なっているんだと思います。

それで、その対応について、現在は学校ごとにばらばらに現場、現場で対応されている中

で、先ほどの共通認識、学校側が妨げることはないというような共通認識というものを学校全てに周知いただきたいと思います。今後、指針やガイドラインなどについても必要になってくるかと思うのですが、それについては考えていただけるでしょうか。

○**教育部長** 今も、学校のほうでは、先ほど申しましたような共通認識だと思っております。特に変わった認識は持っていないように考えております。

ただ、ガイドライン等につきましては、今のところ作成する予定はございません。

○**眞鍋亜樹** 今のご答弁で、学校はそういう共通認識であろうとされているということですが、例えば校長会などで周知なり、共通認識を図ったということがあるということでしょうか。

○**教育部長** 過去においてそういうことがあったかどうかまでは認識しておりませんが、そういった部分は、学校は同じ認識だと思しますので、校長会等ではそのあたりの認識の確認はできると考えております。

○**眞鍋亜樹** 今後、共同親権という中で必要になってくることかと思しますので、ぜひ周知、共通認識というものをもう一度確認していただきたいかと思っております。

今の状況でありますと、現在は、例えば、オープンスクールの日など、地域の皆様は自由に出入りができるのに、別居親は同地域に住んでいても我が子の学校に出入りできる状況にはありません。実際に、このようなことが起こっていることについて、教育長にお尋ねします。

香芝市の教育長として、また一人の親として、どのように感じられますか。

○**眞鍋亜樹** すみません、質問の仕方がちょっと悪かったですけれども。事務として。

オープンスクールの日地域の方は自由に出入りできる状況です。でも、別居親という中で、入ることを妨げられないとされていても、同地域に住んでいても学校に自由に出入りできることが難しい状況にあるということに対しては、今後は、どのようにお考えし、対応されていくのでしょうか。

○**教育部長** オープンスクールで別居親が学校に来れないというような認識は、今、教育委員会のほうでは持っておりません。入っていただけているものだと考えております。

○**眞鍋亜樹** 入っていただけているものだとところで、分かりました。認識については確認いたしました。

では、次の質問に移ります。

子供アドボカシーについてお聞きしたいと思います。

子供アドボカシーとは、子供の声に耳を傾け、思いや意見を表明できるように支えること、子供のそばに立って子供がそうできるように働きかけたり支援する人をアドボケイトといいます。

香芝市における、現在の子供アドボカシーについての取組と整備について、現在の状況をお伺いいたします。福祉部のほうにお伺いいたします。

○**福祉部次長** お答えいたします。

4月から施行される改正児童福祉法におきましては、児童相談所が一時保護の措置を行う際に、子供の意見表明等を支援する事業を実施することが努力義務となっております。

奈良県は、虐待を受けた子供のケアと家庭への支援として、児童の意見聴取及び意見表明支援の仕組みづくりに取り組むと聞いてございます。

これらを受けまして、香芝市の福祉部におきましては、児童虐待の対応において、虐待対応専門員、子供家庭相談員が必ず子供の意思の確認を行うという対応を行っております。

今後、4月開設予定の子ども家庭センターにおいては、支援が必要な子供に対してサポートプランを作成いたしますので、その作成時に子供の意思確認というのは必ず行ってまいります。

○真鍋亜樹 今、最後に、子供の意思確認は必ず行っていくというところで、ぜひ期待したいところではございますが、その点につきましてどれほどの重要性を感じているかという部分につきまして、その聞いた声、取組につながっていくかという視点がとても大事になってくるかと思えます。

今、香芝市でできることとして、今後、子供の声を聞くアドボカシーの研修、また意識啓発など、市民の方に向けて意識啓発があるかと思えます。現在の取組を行われている中で、今後の取組をこういうところにも進めていただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○福祉部次長 虐待を受けた、また受けるおそれがある子供だけではない、声を上げることが難しい全ての子供たちの権利が守られますように、香芝市といたしましては、まず私どもから学びを深め、市民への、今後、意識啓発を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○真鍋亜樹 まず市の職員さんのほうから学びを深めて、市民の方へ広めてくださるということで、ぜひご期待したいと思えます。よろしくお願ひします。

子供アドボカシーにつきまして福祉部に聞きましたが、教育部のほうにもお聞きいたします。現在の取組、またどのような形で仕組みに取り入れていくのかについてお聞きいたします。

○教育部長 子供アドボカシー、子供の意見を表明するという、その部分かなと思うんですけども、学校現場におきましては、学級活動の時間をはじめ、様々な教科等において、互いの意見を尊重する、そのことの大切さについて学ぶ機会がございます。

また、加えて、児童・生徒が自信を持って自らの意見を言えるよう、学級の受容的な雰囲気醸成に努めているというようなところでございます。

また、幼稚園、保育所、こちらにおきましては、そもそも子供の思いを引き出すことは保育の根本的なところだと考えております。子供の意見や気持ち、思っているものを相手にうまく伝えることができない場合には、職員が代わりに伝えるなど、個々の特徴に応じたアプローチを意識して、子供の主体性の向上を図っている、そのような状況でございます。

以上です。

○真鍋亜樹 ご答弁ありがとうございます。全部書き切れなかったですけども、本当に今

おっしゃったことが実行されているのであれば、本当に素晴らしいと思います。

子供アドボカシー、アドボケイトという部分におきまして、子供の声を聞くということが本当に大切なので、これまでもされてきたと思うんです。でも、これから、子供真ん中という視点を置きましたときに、さらなる研さんを積んでいただきたいと、研修等も考えていただきたいと思いますのですが、その点についてはどうでしょうか。

○**教育部長** 子供アドボカシー、この言葉については、なかなかの職員間でも浸透されていないのが現状だと思います。そういったことから、言葉の認知をまずは進めていって、研修の機会等については今後の課題とさせていただきますと考えております。

○**眞鍋亜樹** ありがとうございます。まずは言葉の認知から、本当に共通に認識していく上では必要なことだと思いますので、取組をよろしくをお願いします。

続きまして、7番です、子供に関する条例制定に向けての進捗状況についてお伺いいたします。

令和5年9月の一般質問におきまして、子供に関する政策条例に向けて、市長より、子供の意見を聞いて反映できるよう取り組んでまいりたいとされました。**条例制定に向けての進捗状況について市長にお伺いいたします。**

○**市長** 令和6年度は、施政方針でも申し上げましたが、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定年度となっております。

まずは、市内の中学生に対しましてアンケートを実施する予定でございます。子供に関する条例制定の具体的な取組とまでは言えないかもしれませんが、**今後も子ども基本法に基づき、子供の意見を聞きながら施策推進を進めてまいりたいと考えております。**

○**眞鍋亜樹** ありがとうございます。第3期子ども・子育て支援事業計画のためのアンケートがあるんだよということをお聞きしました。

今、質問は、条例制定に向けての進捗状況ということでお聞きしましたが、今のご答弁ですと、条例制定に向けては何も進んでいないというお答えだったということではないでしょうか。

○**市長** 今、お答えさせていただいたとおり、子供に関する条例制定への具体的な取組とは言えないですがというふうにつけさせていただいたとおりでございます。現在のところ。

○**眞鍋亜樹** ありがとうございます。

次の、5月、市長選も控えていらっしゃる状況の中で、一般質問は令和5年9月ですので、半年弱ぐらいたっております。その中で何も進んでいなかったというのはとても残念な気持ちではありますが、イメージとしてはいつまでにつくりたいというところは、具体的にはビジョンもあった中での進めていくというお言葉だったのでしょうか。

ちょっと分かりませんか。

○**眞鍋亜樹** すみません、ちょっと分かりづらかったです。

9月にお答えくださった子供の意見を反映できるように取り組んでまいりたいとおっしゃってくださったときには、どれぐらいに条例制定できたらいいなというイメージ、期間

的なイメージというものはお持ちだったのでしょうか。

○市長 すみません、半年前の内情ということですね。もちろん、それは進めていくつもりでしたが、年度内というふうな思いではございませんでした。すなわち、令和5年度内のことではございませんでした。ただ、私のほうがもう少し担当とともに詰められたらよかったです。繰り返しになりますが、令和5年度内ということではございませんでした。

○眞鍋亜樹 分かりました。

令和5年度内という気持ちはなかったということでありますけれども、進めたいと思ったら、多分、即動くと思うんですけれども、福岡市長が子供たちに対して優しい気持ち、熱い思いを持っているのはすごく感じておりますが、具体的に進んでいってほしいと思います。

では、このアンケートまではもう何もしないということなのか、いや、できるところから進めていこうという意思があるのかについてお伺いいたします。

○市長 条例制定、これはこの話だけではないんですが、ただの理念だけではなくて、やはり条例を制定するには、当然こういう目的があってということ、そこをしっかりと考えて条例は制定していくべきだと私自身は考えております。

ただ条例を制定するだけではもちろん意味がないので、しっかりと意味のあるものをつくっていききたいというふうには考えておりますので、お時間をいただいたらと思います。

以上です。

○眞鍋亜樹 意味のあるものというところで、理念条例にはならないというイメージでよかったですか、今のご答弁だと。

○市長 仮に理念条例だったとしても、しっかりと何のためにやっているかということ、しっかりと議員の皆様には説明できない状態で条例をつくったところで役に立たないというふうに私自身は考えております。だから、しっかりと議員の皆様にとって説明ができる状態で、それならいい条例だと思っていただける状態でご提案したいというふうには考えております。

○眞鍋亜樹 今市長がおっしゃった、意味のあるものをつくりたい、もう当然のことだと思います。私も同意見でございます。ぜひとも、見える形で進めていくという気持ちを持ってお願いしたいなと思います。その先に、全ての子供たちが幸せになる香芝市であるようお願いしておきます。ありがとうございます。

「明るく健全な市民活動について」

○眞鍋亜樹 では、次、大項目2に移ります。

明るく健全な市民活動についてお伺いします。

市民が主体となって社会的な課題解決に取り組む市民活動は、本市においても積極的に

活動が行われ、明るく健全なまちづくりの一端を担っていただいています。議員の皆様におかれましても、もともと地域の担い手として役割として担ってきたところも多くあるかと思えます。当選後も、地域の担い手として、市民の一人として、市民活動を続けることも珍しいことはありませんが、本市における事務や事業の全てが、議員にとっては調査や審議対象となることを鑑みて、議員個人が一つの事業に深く関わることを懸念する声もあります。

今回の質問では、本市における市民活動の目的や活動できる要件について見解を明確にし、明るく健全な市民活動の推進を目指していきたいと思います。

まず最初、第1です。本市における市民活動の目的について市民環境部長にお伺いいたします。

○市民環境部長 市民活動の目的ということでございますので、市民の方、それぞれのお考えの下で、福祉向上であったり、子育てとか、文化振興、町の美化推進など、いろんな分野のところで目的を持って市民活動されているんじゃないかなとは考えるところでございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

市民の方の自発的な行動で、主体的に動いて町をよくしようとしているような活動ということで、今お答えくださったのかなと思います。

では、本市における市民活動が可能な要件について、ちょっと全ては挙げられないので、ピックアップして括弧書きで書かせていただいております。この事業につきましての参加できる要件と、また現役の議員がそのスタッフとして関わることについての解釈についてお伺いいたします。

まず、ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員について、要件についてお伺いいたします。

○福祉部長 サポート会員の要件でございますが、市内に居住する、市が実施する講習を受講した二十歳以上で、香芝市ファミリー・サポート・センターに登録した方となっております。

○眞鍋亜樹 続きまして、放課後子ども教室のスタッフの参加要件についてお聞きいたします。

○まなび推進局長 市が実施いたします放課後子ども教室のスタッフ募集の要件は、子供が好きで健康な方であれば資格を問うことではございません。

○眞鍋亜樹 続きまして、まちづくり提案活動支援事業の応募団体に議員が関わっていることについて、応募団体の要件と、議員が関わっていることについてお聞きいたします。

○市民環境部長 今お尋ねのまちづくり提案活動支援事業の応募団体の要件でございますけれども、一つは活動拠点または事務所が市内にあり、構成員の過半数が市内在住、在勤、在学されていること。また、その団体、グループが規約、会則等を有し、適正な会計処理が行われていること。暴力団、暴力団の統制下にある団体、またはその構成員の統制下にある団体、その他反社会的活動を行うおそれのある団体でないこと。それと、宗教的活動または

政治的活動を行っていないことという要件になってございます。

○眞鍋亜樹 続きまして、ふれあいフェスタ出展者についての要件お願いいたします。

○市民環境部長 お尋ねの、ふれあいフェスタの出展者の要件ということでお尋ねですが、ブース出展、マルシェ出展、今回、ステージ出展と3分野ございます。ブース出展のほうでいきますと、主に市内で活動をしている市民活動団体及び非営利団体ということでございます。個人とか、営利目的の事業所等々につきましては応募不可としております。マルシェ出展のほうにつきましては、市内に店舗を持つ事業者さん。ステージ出演につきましては、主に市内で活動をされている市民活動団体及び非営利団体ということで、これも最初に申しました営利目的の事業所等々につきましては応募不可とさせていただきます。

○眞鍋亜樹 このふれあいフェスタに対して、議員が参加することについては何か解釈があるでしょうか。

○市民環境部長 特には書いてございませんけれども、職業それぞれの部分で、そんな限定ということとはもともとございません。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

続きまして、冬彩ボランティアスタッフについて、参加要件についてお伺いいたします。

○市民環境部長 冬彩のほうの会というのはございますが、そちらへの参加ということでお聞きしておきますと、そちらにつきましてはボランティアスタッフというところになるんですけども、ご存じのとおり、会場設営だったり、見回りだとか、ブースのお手伝い、それから明かりの点灯消灯など、募集対象は18歳以上の方ということで、その冬彩の会ということに賛同される方、こういったことが参加の項目となっております。

○眞鍋亜樹 最後、お伺いします。消防団員に参加することの要件についてお聞きいたします。

○危機管理監 本市消防団に入団いただける団員の資格要件につきましては、香芝市消防団条例に規定されており、市内に居住する18歳以上の方で、健康で意思が強く、消防団員の任務に耐えることができると認められる方のうち、同条例の欠格事項の規定に該当されない方でございます。

○眞鍋亜樹 消防団員につきまして、議員の参加は特に問題があるでしょうか。

○危機管理監 先ほど申しあげました規定でございます。議員に関する規定は特にございません。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。2項目について一つ一つ聞いてまいりました。

本日準備していた質問項目につきまして、これ以上は私のほうからは申し上げられないのでありますが、明るく健全な市民活動というところにおきまして、今聞いたら、議員であるというところが妨げにならないものにつきましては、地域の担い手として一市民として、議員になれる方は皆さんもともと地域で活動されていた方が多いかと思っておりますので、明るく健全な市民活動という部分で盛り上げていく一助になっていけたらいいのではないかとこのように考えております。

私は、これまでずっと一貫しておりますのは、この香芝市におきまして、職員の皆様が生き生きとモチベーション高くお仕事できる環境をつくり出すことが一番住民の福祉に資するという考えを持っております。直接お話しさせていただく方には、何度かお伝えしたこともあるかと思えます。なので、これまでかなりその点につきましては、気を遣いながら立ち回ってきたつもりでもあります。十分ではなかったかもしれませんが、職員の皆様のモチベーションを大事に思ってきました。職員の皆様の暗い顔は見たくないと、いつでも元気でバリバリと仕事に従事していただきたいと心から思っております。

しかしながら、おかしいと思うことは、おかしいということをおも声を上げていかなければならないと、何の浄化作用もないよどんだ組織には未来はありません。私たちは、市民の負託を受けて、市民の皆様の幸せな明日のために邁進する、それ以外のことは特に重要ではございません。今後も、しっかりと市政がより発展していくための貢献ができますよう、私から声を上げていきたいと考えています。

今日挙げた事案、共同養育に関する事案については、大変重要な事案でございますので、どうかご思料いただけるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○危機管理監 さきの眞鍋議員の一般質問の、私のご答弁に関しまして訂正のほうをさせていただきますと思います。

眞鍋議員の質問の中で、消防団に関するご質問がございました。その中で、議員に関するご質問についてでございますけれども、消防団長以外の団員の任命につきましては、消防団長に任命権がございます。私の答弁できる内容ではございませんでした。ここに訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○市民環境部長 私も発言訂正のほうをお願いしたいと思います。

眞鍋議員の一般質問のところで、イベントの応募資格、一問だけだったかと思いますが、議員の場合はどうというふうな取扱いをお聞きされたことについてのお答えのところで、単に私のほうは応募資格のほうに、そういった職業、個々の職業について記載はございませんとお答えしましたが、それに加えて、可否につきましては実行委員会のほうで決定されることですので、事務局としてお答えする立場にございませんということ、追加の訂正のほうをよろしくをお願いしたいと思います。